



宮 崎 県 公 報

平成22年3月25日(木曜日)第2169号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	公 告	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1		○県営土地改良事業に係る換地処分……………(農村整備課) 1	
○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更について……………(建築住宅課) 1		○公共測量の実施の通知……………(管理課) 1	
		○第一種市街地再開発事業の終了の認可……………(建築住宅課) 1	
		公安委員会公告	
		○警備員等の検定の実施について……………2	

告 示

宮崎県告示第 186号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年3月25日から平成22年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
237	県道	北方高千穂線	西臼杵郡日之影町大字七折字平底12112番2地先から同郡同町同大字字西 13952番5地先まで	旧	5.2 ~ 61.3	7700.0
				新	2.8 ~ 72.8	8476.0

宮崎県告示第 187号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第77条の35の5第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 届出者の名称
株式会社建築構造センター
- 変更後の届出者の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都新宿区新宿 2 丁目 1 番 2 号
宮城県仙台市青葉区本町 2 丁目10番28号
神奈川県横浜市西区北幸 2 丁目10番39号

長崎県長崎市万才町 6 丁目33番
島根県松江市中原町 6 番地
鹿児島県鹿児島市中央町 9 丁目10番
宮崎県宮崎市川原町 5 番10号

3 変更しようとする年月日

平成22年4月1日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の 2 第 9 項の規定により、高崎地区鍋換地区県営土地改良事業(都城市、県営中山間地域総合整備事業)に係る換地処分をした。

平成22年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

平成22年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 作業の種類
公共測量(4級基準点29点、出来形確認測量 7.0ha)
- 作業期間
平成22年3月29日から平成22年4月30日まで
- 作業地域
宮崎市田野町字大明神原(乙)、字後原(甲)他地内

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の20第 1 項の規定により、第一種市街地再開発事業の終了について認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条の15第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 施行者の名称
橘通西三丁目地区第一種市街地再開発事業個人施行者
- 事業施行期間
平成19年3月26日から平成22年3月31日まで
- 施行地区

宮崎市橘通西 3 丁目 36 番 2

- 4 第一種市街地再開発事業の名称
橘通西三丁目地区第一種市街地再開発事業
- 5 施行認可の年月日
平成19年 3 月 14 日
- 6 終了の認可の年月日
平成22年 3 月 9 日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 5 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成22年 3 月 25 日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	2 級	平成22年 6 月 25 日（金）午前 9 時 30 分から午後 5 時までの間

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に済ませること。

- 2 実施場所
宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター
- 3 定員
15人（受付先着順とする。）
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 5 検定申請手続
 - (1) 受付期間
平成22年 5 月 14 日（金）から 5 月 24 日（月）まで（土、日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1 通
 - イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
 - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
 - エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
 - オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合に

- も返還しない。
- 7 検定の方法等
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
 - (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験の内容
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
 - (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。
 - (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
 - (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。